

労務管理の破綻だ！

運転操縦中の携帯電話使用に関して申し入れ！

会社は12月1日、社内調査を行った結果、新幹線運転士8名が運転操縦中に私用の携帯電話を扱った事実が判明したことをホームページで明らかにしました。さらに、国土交通省・運輸局に報告し警告書を受けたことや、今後関係者を厳正に処分すると共に、再発防止のために改めて教育し、私用の携帯電話の電源が切れていることを随時、確認する考えを明らかにしています。

携帯電話を運転操縦中に扱うということはあってはならないことです。しかし、当事者だけを処分し、社員だけの責任問題として厳しく指導・処分することのみに済ませて良いのでしょうか。

会社が警告書を受けた訳ですから、経営陣・管理者にも社員管理の責任がある筈です。これまでも大麻所持、IC乗車券不正使用などが発生し、今回再び大変な事態を発生させた管理責任はどうなるのでしょうか。経営陣の反省はないのでしょうか。

また、社員は、調査・指導は受けましたが、詳しい事実関係などの説明はありませんでした。職場には、掲示が一枚貼られたただけでした。指導内容も調査方法も各職場バラバラでした。労働組合にも未だ説明はありません。従って、私たちは「命令と服従」「規律と忠誠心」の労務管理の見直しや事態に対する会社の見解を求めると共に、調査過程における問題点などを『申第18号』として申し入れました。会社は、速やかに協議すべきです。

『申し入れ』要約

1. 労使協議の場を早急に設けること。
2. 事態の全容を明らかにすること。
3. 労務管理の破綻である。見解を明らかにすること。
4. 携帯電話を提示せよというのはプライバシーの侵害である。
5. 時間外での調査は、超過勤務として扱うこと。
6. 再発防止策を明らかにすること。

「命令と服従」「規律と忠誠心」「責任追及」
では血の通った職場はつくれません！